

背景資料 1 公的統計とAIに関する国際的な議論

AI-Readiness

- 国連等の国際機関ではAIの導入・活用を進めるための前提条件として**AI-Readiness** ^(注) という概念が議論されており、デジタル・データ基盤、人材・スキル、制度・ガバナンス等の整備状況を指標化する取組がみられている。

(注) AI-Readiness (AI準備度) : 政府がAIを導入・統治する準備度。

公的統計のAI-Readiness

- 公的統計の分野では、**公的統計におけるAI-Readiness**が重要論点として提起され、**AI時代に対応した統計基盤の整備**が求められている。
- 主要な論点としては、以下の3点が挙げられる。
 - (1) AIの統計作成への活用 (**⇒方向性 1**)
 - ✓ AI・機械学習の活用による統計作成プロセスの高度化 (データ処理の効率化等)
 - (2) AIガバナンス・信頼確保 (**⇒方向性 1**)
 - ✓ AI活用に関するガバナンス整備 (透明性・説明可能性、誤情報への対応等)
 - (3) データのAI-Readiness (**⇒方向性 2**)
 - ✓ AI利用を前提としたデータ整備 (データおよびメタデータ ^(注) の品質確保、機械可読化等)

(注) メタデータ : データを解釈・処理するための付帯情報

背景資料 2 AI等のデジタル技術の活用に関する法律

デジタル社会形成基本法

(国及び地方公共団体と民間との役割分担)

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス

(公共サービス基本法(平成二十一年法律第四十号)第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。)における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

(個人及び法人の権利利益の保護等)

第十条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。

官民データ活用推進基本法

(基本理念)

第三条

1～3 (略)

4 官民データ活用の推進に当たっては、情報通信技術(デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。)の利用における安全性及び信頼性が確保されるとともに、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされなければならない。

5～7 (略)

8 官民データ活用の推進に当たっては、官民データの効果的かつ効率的な活用を図るため、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用が促進されなければならない。

※情報通信技術とは、AI(人工知能関連技術)をはじめとするデジタル技術をいう。

背景資料 3 機械可読化の推進状況等

推進状況

- e-Statにおける機械可読化^(注)された統計データの登録状況（令和4～6年度実施・作成分）をみると、**基幹統計と比べ、一般統計調査やその他（業務統計等）では登録率が低い**
- なお、令和3年度以前に実施した過去のデータについては、登録率が更に低い可能性

基幹統計			一般統計調査			その他（業務統計等）		
登録調査 （統計）数	うち 機械可読化	割合	登録調査 （統計）数	うち 機械可読化	割合	登録調査 （統計）数	うち 機械可読化	割合
53	44	83%	220	132	60%	230	130	57%

（注）「機械可読化」は、調査または統計について、現行のe-Stat掲載ルール（背景資料11ページ）を充たすEXCEL又はCSV形式での統計表、又はデータベース形式での統計表が掲載されているもの。

背景資料 4 関連用語の定義

(A) 機械可読性	データ又はメタ情報について、機械が自動的に取得・処理・解釈できる度合い（以下により規定） ・データの形式（例：PDF/XLSX/CSV/XML/JSON 等） ・データの記述方法（例：エクセルファイルのセル結合の有無、データ項目の意味・相互関係の付与＜RDF等＞、他データとのリンク可能性＜LOD等＞ 等） ・データの提供方法（例：データベース形式、API機能 等）
(B) メタデータ	データを処理・解釈するための付帯データ（以下により構成） ・構造メタデータ(C) ・参照メタデータ(D)
(C) 構造メタデータ	主としてデータの構造や関係を定義し、的確な処理を可能にするための付帯データ（以下により構成） ・次元（例：年齢階級、地域、産業分類 等） ・測度（例：人口、平均、指数、所得 等） ・付加情報（例：単位、欠測値の表記・コード、観測値の状態＜速報・確報＞ 等）
(D) 参照メタデータ	主としてデータの内容や背景等を的確に解釈するための付帯データ ・統計の目的、調査対象、調査方法、集計・推計方法、精度情報、改訂情報 等
(E) 品質表示	利用者に資する観点から提供される統計の品質に関する情報（参照メタデータを中核とし、その他の利用者支援情報＜公表予定、Q&A、利活用事例等＞を含む）の表示

（注）機械可読性やメタデータ等については多様な解釈があり得るため、上記は定義の一例として示したものである。

背景資料 5 公的統計の類型

公的統計		作成主体			
		行政機関		地方公共団体	独立行政法人等
統計・調査の種類	基幹統計 ＜第5条～第8条＞	統計調査以外の基幹統計 （加工統計）：6	6		
		基幹統計調査：50 ＜第2条第6項、第9条～第18条＞	50	R6年度届出件数：400	R6年度届出件数：3
	統計調査 ＜第2条第5項＞	一般統計調査：156（注3） ＜第19条～第23条＞	146（注3）	※指定地方公共団体 ＜第24条＞	※指定独立行政法人等 ＜第25条＞
		上記以外（注1）			把握なし
	業務統計（注2）	414（注4）	185（注4）		

(出所) 令和6年度統計法施行状況報告、e-Statに掲載されている情報

(注1) 業務統計、加工統計、意識調査、民間への委託調査研究の一部としての調査などを含む。

(注2) 業務統計とは、登録、届出、業務記録など、行政機関や民間団体の業務上の必要性から集められた情報から作成される統計。

(注3) 令和6年度に結果を公表した調査のみを計上。現在も行われている一般統計調査の合計は令和8年3月末時点で203（公表資料「2一般統計調査（国の行政機関実施）」）。

(注4) 令和6年度に公表した統計のみを計上。

背景資料 6 統計法における関連規定

統計法

(基本理念)

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

(基幹統計の公表等)

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。

(注) 他の資料で記載していない関連条文のみを記載。

背景資料 7 オンライン導入率・回答率

オンライン調査の導入状況（府省別）

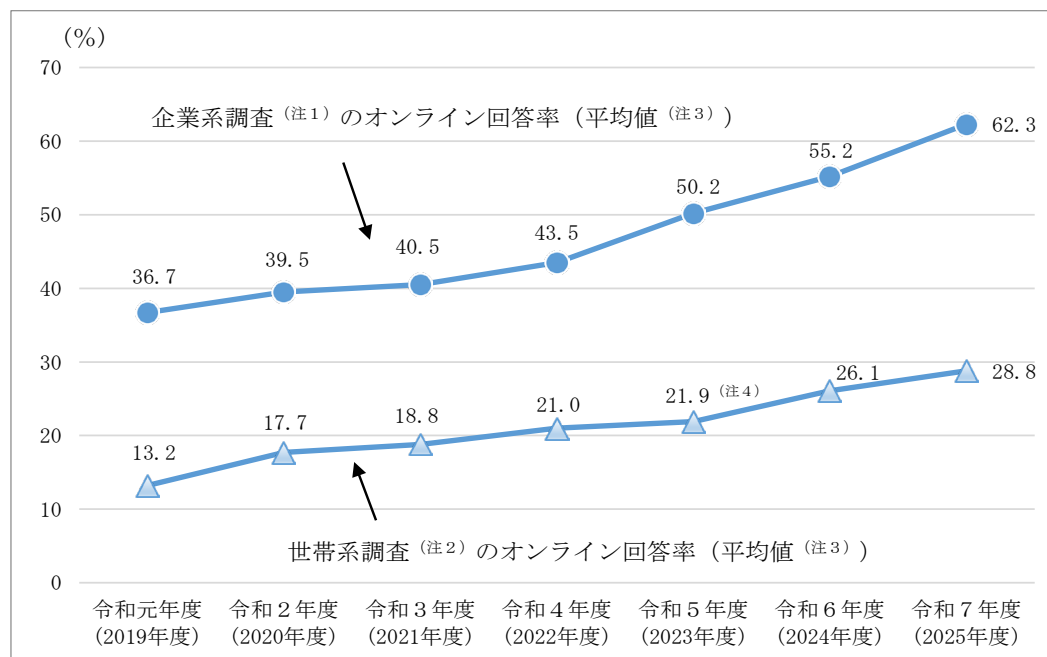
（令和 8 年（2026 年）3 月末現在）

府省名	統計調査数	オンライン調査 導入統計調査数	オンライン調査 導入率（%）
人事院	4	4	100.0
内閣府	18(1)	18(1)	100.0
個人情報保護委員会	1	1	100.0
消費者庁	1	1	100.0
こども家庭庁	6	3	50.0
総務省	21(3)	21(3)	100.0
法務省	1	1	100.0
外務省	-	-	-
財務省	6(2)	6(2)	100.0
文部科学省	23(2)	22(2)	95.7
厚生労働省	72(3)	63(3)	87.5
農林水産省	41(3)	41(3)	100.0
経済産業省	19(4)	19(4)	100.0
国土交通省	53(1)	51(1)	96.2
環境省	7(1)	7(1)	100.0
合計	261(8)	246(8)	94.3

（注 1）統計調査数は、令和 8 年（2026 年）3 月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（周期調査等を含む。）。なお、令和 8 年（2026 年）3 月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年 3 月末までに回答調査客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて 1 調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも 1 調査として計上）。

（注 2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

基幹統計調査のオンライン回答率の推移（注 6）



（注 1）主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査（主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く。）。以下同じ。

（注 2）主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査（地方公務員給与実態調査を除く。）。以下同じ。

（注 3）各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施していても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

（注 4）一部の都道府県のみオンライン調査を先行導入した統計調査を除く。当該統計調査を含めると（この場合、回答率の分母は全都道府県として算出）、オンライン回答率は 20.6% となる。

（注 5）令和 5 年（2023 年）から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

（注 6）令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの値は各年度 12 月末現在。令和 6 年度（2024 年度）以降の値は各年度 3 月末現在

＜参考＞「第 IV 期基本計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）」（抜粋）

今後の 5 年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、**企業系調査では 8 割以上、世帯系調査では 5 割以上を目指して、システムの改善等に取り組む。**

背景資料 8 政府全体のAIガバナンスと統計業務における生成AIの利用

政府全体のAIガバナンス…関係ガイドライン

「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」（2025年5月デジタル社会推進会議幹事会決定）が策定

- リスクの判断基準が示され、それに応じて生成AI利用時の手続を決定
(高リスク例)
 - ①府省庁外に提供する生成AIシステムであって、誤作動等により国民の権利や安全に大きな影響を与える可能性がある業務への活用
 - ②個人情報を使用し、人間の生命・身体・財産に影響を及ぼす業務における活用を想定しており権利侵害をする恐れがある場合
- 不特定多数に提供され、かつ提携約款や規約等への同意のみ利用可能となるクラウドサービス型の生成AIシステムを利活用する場合は、原則として要機密情報を取り扱うことはできない
- 各府省は「AI統括責任者」（CAIO：デジタル統括責任者や副デジタル統括責任者級を想定）を設置
生成AIに関する状況の一元的な把握と適切な利活用の取組、利活用ルールなどを定める
- デジタル庁が事務局を担う「先進的AI利活用アドバイザリーボード」を設置
高リスク事業の各府省からの報告・助言などを行う。また、「AI相談窓口」も設置

統計における利活用

- 統計業務への活用については、得られた情報から統計分類への格付け（購入レシートなどの品目の具体的な内容から、該当する統計品目への格付け）などに利用
- 諸外国でも、統計分類への格付けや統計データのホームページにおける検索などに活用が進められている（<https://unece.github.io/genAI/>）※URLは、国連欧州経済委員会が各国に求めているAIの活用事例一覧。

背景資料 9 統計基準

統計法令の規定

○統計法

(統計基準の設定)

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

○統計法施行令

(統計基準の設定方法)

第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

※統計基準等の「改定や整備は、大規模調査実施のタイミングも踏まえ、時代の変化に合わせ、定期的に行うことが必要」
(第IV期公的統計基本計画)

統計基準一覧

- ・**日本標準産業分類**：全ての経済活動を財又はサービスの生産と供給において類似した産業別に分類するもの
- ・**疾病、傷害及び死因の統計分類**：公的統計において疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準
- ・**日本標準職業分類**：個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、体系的に配列した分類
- ・**指数の基準時に関する統計基準**：指数間の相互利用や比較可能性を確保するため、基準時を西暦年の末尾が0又は5である年に統一することなどを定めた基準
- ・**季節調整法の適用に当たっての統計基準**：経済時系列データの季節変動を適切に除去するため、適切な季節調整手法を継続的に使用し、その運用方法等の情報を公表することを定めた基準

背景資料10 機械可読（5スターオープンデータ）

5段階

- World Wide Webの考案者ティム・バーナーズ＝リーが提唱する**5スターオープンデータ**では、公開データ（オープンデータ）の成熟度に応じて、5段階のレベルを設定

★	★★	★★★	★★★★	★★★★★
PDF等	EXCEL等	CSV等	RDF	LOD
オープンライセンスでのデータ公開	コンピュータ処理が容易	非独占データ形式	他データから参照可能	他データにリンク

RDF

- メタデータを表記するための汎用的手法を定めたデータ形式（**R**esource **D**escription **F**ramework）
- データの持つ属性・意味に基づいた収集、検索、整理、分類等の操作をソフトウェアによって自動的に行うことができるようにしたもの
- XMLを用いた構文が一般的に広く利用されている（RDF/XML）

LOD

- インターネット上でデータを公開して共有するための方法（**L**inked **O**pen **D**ata）
- 関連するオープンデータ同士をリンクで結び付けて、誰でも自由に利用できるよう公開
- RDFに基づく「Linked-RDF」形式

背景資料10 機械可読（公的統計における取組）

第Ⅱ期基本計画＜平成26年3月閣議決定＞

- **API機能の提供**、地図で見る統計（統計GIS）の充実等の技術的研究の推進
- API機能提供のためのデータ登録に関して、各府省支援の観点から、**（独）統計センターの専門的な技術・知見を活用**できるよう措置

第Ⅲ期基本計画＜令和2年6月閣議決定＞

- 一般統計調査の結果、業務統計等を含めた**統計データのe-Stat登録推進、機械可読形式でのデータ提供拡充**、API機能が利用可能な**データベースへの登録**を進める
- 「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法」（令和2年12月統計企画会議申し合わせ、以下「**e-Stat掲載ルール**」）を策定
 - ✓ 適用範囲：各府省庁が政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する結果表（既に**データベース<DB>形式**として対応している結果表は除く）
 - ✓ 主な内容：1セル1データ、改行やセル結合で体裁を整えない、データの単位記載、時間軸コード・地域コードの表記等のデータの記述方法に関する約30のチェック項目

第Ⅳ期基本計画＜令和5年3月閣議決定＞

- 業務統計等も含めた統計データのe-Stat登録推進、メタデータ整備、機械可読形式でのデータ提供、API機能対応、e-Statやその他関連システムの利便性・操作性向上、機能改善を推進

背景資料10 機械可読（行政データのルール）

特徴

- 「データ利活用の在り方に関する基本方針」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、各府省が保有するデータの品質向上に取り組む際に目安となる具体的な基準を定めるもの

- ✓ 概要：EXCEL、CSV等のデータ記述上の原則について以下の3段階にわけて整理

レベル1： 閲覧・転記可能	レベル2： 集計・分析可能	レベル3： 連携・自動化可能
表形式として最低限の 機械処理が可能	統計的集計・分析作業が前処理 なしで即座に実施可能	異なるデータセット間での 結合・比較分析、 プログラムによる自動処理が可能

- ✓ 適用対象：国が作成するテーブルデータのうちオープンデータ（**基幹統計等については適用外**）
- ✓ 適用時期：**令和8年4月以降の作成データ**から順次取組（利用頻度が高いものは特に優先）
- ✓ 適用レベル：**少なくともレベル1を確保**（レベル2・3はより高度な機械可読性を実現するための技術的な道筋として示すものであり、今後段階的に取組）
- ✓ 具体的なルール：
 - （レベル1）ファイル形式（EXCEL、CSV等）、1セル1データ 等
 - （レベル2）数値データは数値属性（文字列を含まない）、数式の不存在 等
 - （レベル3）時間軸表記の標準化、の地域コード等の表記 等

背景資料10 機械可読（比較）

- e-Stat掲載ルールと前頁の行政データのルールを比較すると、**e-Stat掲載ルールは行政データのルール1～3の要件を広くカバー**（一部は該当なし）

行政データルール（レベル1）	EXCEL やCSV等 であるこ と	1シート （ファイ ル）に1 表のみ	データ分 断なし	表外の無 関係な情 報の不存 在	意味が推 測できる 項目名の 存在	スパー ス・改行 等の不存 在	1セル1 データ	機種依存 文字の不 使用	空白とゼ ロの区別	オブジェ クト不使 用	書式によ る表現の 不存在	セル結合 の不存在	不要な行 列の削除	1行1 データ	カンマを 含む文字 列のダブ ルコー デーショ ン
e-Stat掲載ルール	○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	○

行政データルール（レベル2）	数値デー タは数値 属性（文 字列を含 まない）	データ内 での項目 名等の省 略なし	一意に識 別可能な 項目名	選択肢回 答の標準 化	選択肢列 と「その 他」の詳 細記入の 分離	数式の不 存在（数 値データ への変 換）
e-Stat掲載ルール	○	○				○

行政データルール（レベル3）	項目名行 から始ま り次行か らデータ 入力	回答の コード表 の添付	数値デー タに特殊 記号を使 用する場 合の定義 明記（秘 匿等）	データ単 位の記載	時間軸表 記の標準 化	地域コー ド又は正 式な地域 名称の表 記	フォー マットの 時系列的 一貫性	データ定 義・更新 履歴の記 載	縦持ち形 式
e-Stat掲載ルール	○		○	○	○	○			

背景資料11 品質表示（公的統計の品質）

公的統計の品質

- 公的統計の品質とは、社会経済の実態を可能な限り正しく表す「正確性」にとどまらず、利用者のニーズを可能な限り満たす「ニーズ適合性」、作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される「適時性」、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供され、統計の作成方法等に関する情報が公表される「解釈可能性・明確性」など、様々な要素から構成される概念。

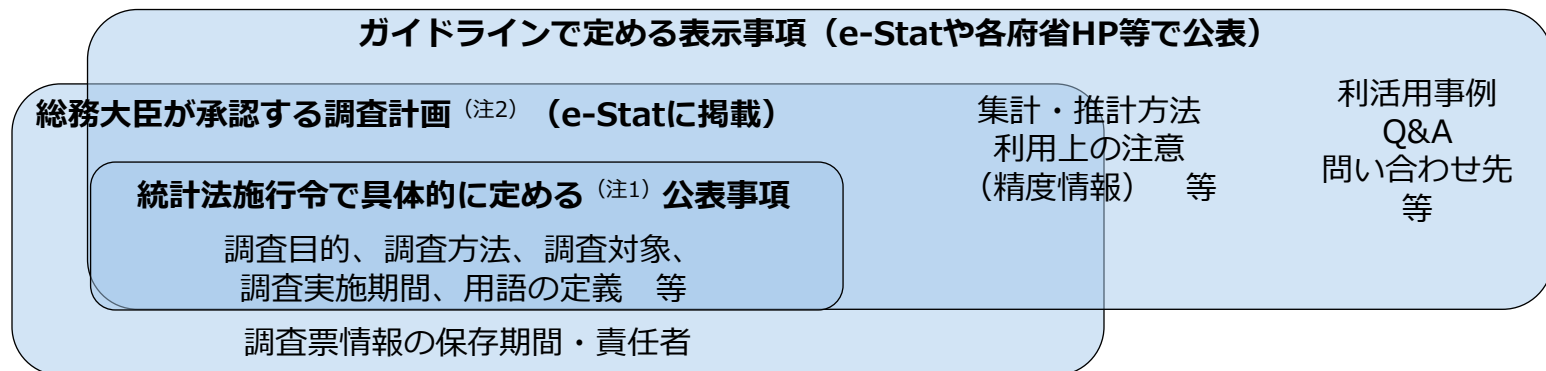
要素		定義
主要要素	ニーズ適合性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。 (注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定
	正確性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。
	適時性	作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。
	解釈可能性・明確性	利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。
補足的要素	信頼性	統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。
	整合性・比較可能性	関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。
	アクセス可能性	基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。
	効率性	費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。

背景資料11 品質表示（取組）

ガイドラインに基づく品質表示

- 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月統計委員会）等を踏まえ、「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）が制定
- 統計作成プロセスの不断の改善・透明化等を推進し、**公的統計の品質確保・向上を図るための指針**であり、**品質表示事項**を整理（詳細は次ページ）。
- ✓ 対象統計：国の統計のうち、基幹統計調査及び一般統計調査
※上記以外の国の統計（業務統計等）は可能な範囲で取組
- ✓ 表示事項：統計法施行令で定める公表事項（調査目的、調査方法、調査対象、調査実施期間、用語の定義等）のほか、集計・推計方法、利用上の注意、利活用事例、Q&A、問い合わせ先といった**ユーザーの統計利用に資する幅広い事項**
※また、調査計画（総務大臣の承認事項）のe-Stat掲載も求めている

▽統計調査が公表する情報範囲のイメージ



（注1）統計法施行令では、上記のほか「その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項」の公表を求めている。

（注2）統計調査によっては、調査計画の別添資料や参考資料として集計・推計方法や精度情報等を掲載。

背景資料11 品質表示（ガイドラインにおける表示事項）

- 「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」では、以下のとおり表示事項を設定。
- 更に、「共通掲載項目」については、より具体的な例が示されている（例えば「利用上の注意」であれば、①使用した統計基準、②季節調整情報、③結果精度に関する情報等）。

調査統計の表示事項		調査統計以外の統計の表示事項	
共通メニュー	共通掲載項目	共通メニュー	共通掲載項目
調査の概要	調査の目的	統計の概要	統計の目的
	調査の沿革		統計の沿革
	調査の根拠法令		統計の作成方法
	調査の対象		
	抽出方法		
	調査事項		
	調査票		
	調査の時期		
	調査の方法		
	その他		その他
調査の結果	用語の解説	集計結果又は推計結果	用語の解説
	結果の概要		結果の概要
	集計・推計方法		－
	利用上の注意		利用上の注意
	正誤情報		正誤情報
	統計表一覧		統計表一覧
	利活用事例		利活用事例
	その他		その他

公表予定・Q&A・問い合わせ先

背景資料11 品質表示（実施状況）

国の統計調査

- e-Statまたは各府省HPにおいて、ガイドラインで定める表示事項（調査目的、調査方法、調査対象、調査実施期間、用語の定義等）を公表
- 「集計・推計方法」や「利用上の注意」（精度情報等）は記載粒度に相違

国の「統計調査以外の統計」

- e-Statまたは各府省庁HPにおいて、統計の概要・結果等を公表しているが、**表示事項については統計ごとにばらつき**が存在

地方の統計

- 各都道府県等HPにおいて、統計の概要・結果等を公表しているが、**表示事項については統計ごとに相当のばらつき**が存在

（注）国の「統計調査以外の統計」、地方の統計は各都道府県等HPに掲載されたもののうち、サンプル的な確認に基づき記載。

背景資料11 品質表示（国際的な議論）

国連 国家品質保証フレームワーク（National Quality Assurance Frameworks）

- 国連は2019年に「公的統計のための国家品質保証枠組み（NQAF）マニュアル」（*United Nations National Quality Assurance Frameworks Manual for Official Statistics*）を策定。各国の統計機関が、**正確で一貫性があり信頼される統計を作成するための包括的な指針**を提供
- 本マニュアルでは、
国連「公的統計基本原則」（1994年国連統計委員会採択、2013年前文改定、2014年総会決議）中、
「3 データの正しい解釈を促進するため、統計機関は、統計の情報源、方法及び手続に関する情報を科学的基準に従って提示しなければならない」に基づき
「品質原則 6（*Assuring transparency*）」において、「統計機関の方針や運営実務及びその統計が作成・生産・公表される条件、その後修正される条件並びにデータが必要とされる法的根拠及び目的を含む）は、文書化し、利用者、回答者、情報源データの所有者および一般公衆が利用できるようにする」旨と提言
- 更に、
要件6.1：公的統計を作成・公表する条件は一般に公開されている
要件6.2：統計機関のガバナンスおよび運営に関する条件は一般に公開されている
と定めており、統計の品質等に関する情報の公表を、**統計の信頼性と透明性を確保するための不可欠な要素**として位置づけ

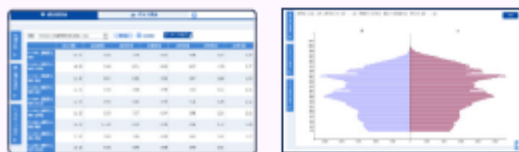
背景資料12 e-Stat（概要）

- 各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データの検索や地図上への表示など統計を利用する上で、様々な機能を備えた政府統計のポータルサイト
※政府統計742統計約169万表を収録(令和8年2月末現在)。年間アクセス数は約2億3,000万件(令和6年度)



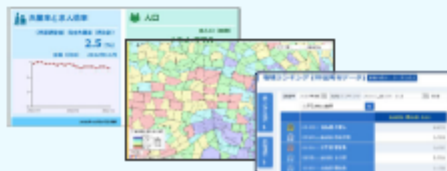
【統計データを探す】

e-Statの基本機能であり、目的とする統計データを探し、表・グラフの表示、ダウンロードが可能。



【統計データを活用する】

統計データをより便利に使えるよう、グラフ、地図、地域に特化した機能を提供。



【統計データの高度利用等】

統計データをより高度に利用するため、統計マイクロデータ、開発者に向けた機能・情報を掲載



API機能

背景資料12 e-Stat（統計関連情報等）

- e-Statでは「統計関連情報」として統計分類、調査項目（用語の定義等）統計の目的、調査対象、調査方法等が確認可能であるほか、「調査の説明」として概要、担当機関名・課室、照会先等が確認可能

▽画面例（統計関連情報）

統計分類・調査計画等

統計で利用している各種情報（統計分類、市区町村コード、調査項目）、統計調査計画／点検・評価結果及び行政記録情報等を活用している統計を提供しています。

> 統計分類

「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」、「日本標準商品分類」を始めとした、統計に用いる分類項目・用語の説明を提供しています。

> 市区町村名・コード

統計に用いる市区町村コードについて、任意の時点での市区町村一覧の閲覧や、市区町村統廃合等に関する情報を提供しています。

> 調査項目

政府統計調査の調査票名、調査項目名、定義単位項目の定義内容、調査票のイメージ等の調査項目に関連する情報を提供しています。

> 統計調査計画／点検・評価結果

統計調査の計画及び各府省による統計調査の自己点検・評価結果に関する情報を提供しています。

▽画面例（調査の説明）

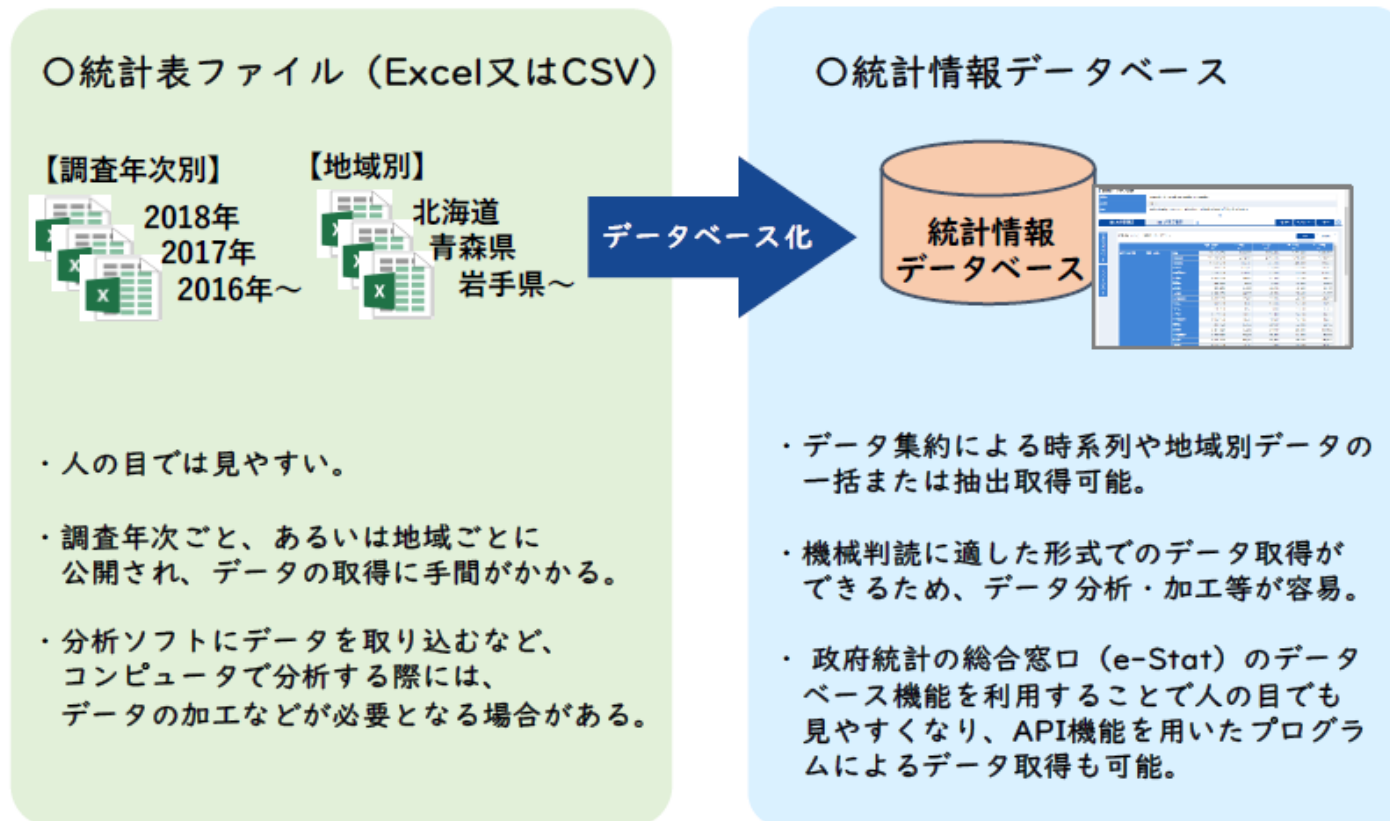
国勢調査

政府統計コード	00200521
概要	国勢調査は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、5年ごとに実施されます。国勢調査から得られる日本の人口や世帯の実態は、国や地方公共団体の行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。 国勢調査では、年齢別の人口、家族構成、働いている人や日本に住んでいる外国人などの結果を提供しています。
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計分野（小分類）	人口
統計の種類	基幹統計
ホームページURL	https://www.stat.go.jp
担当機関名	総務省
課室	統計局統計調査部国勢統計課
メールアドレス	
電話番号	03-5273-1156

- 各統計調査の詳細については、上記の担当機関のホームページを参照してください。
- 各機関のホームページには該当する政府統計の「調査概要」「調査結果」「利用上の注意」「公表予定」「お問い合わせ先」等の情報が掲載されております。統計表をご利用になる際にはご活用ください。

背景資料12 e-Stat (DB)

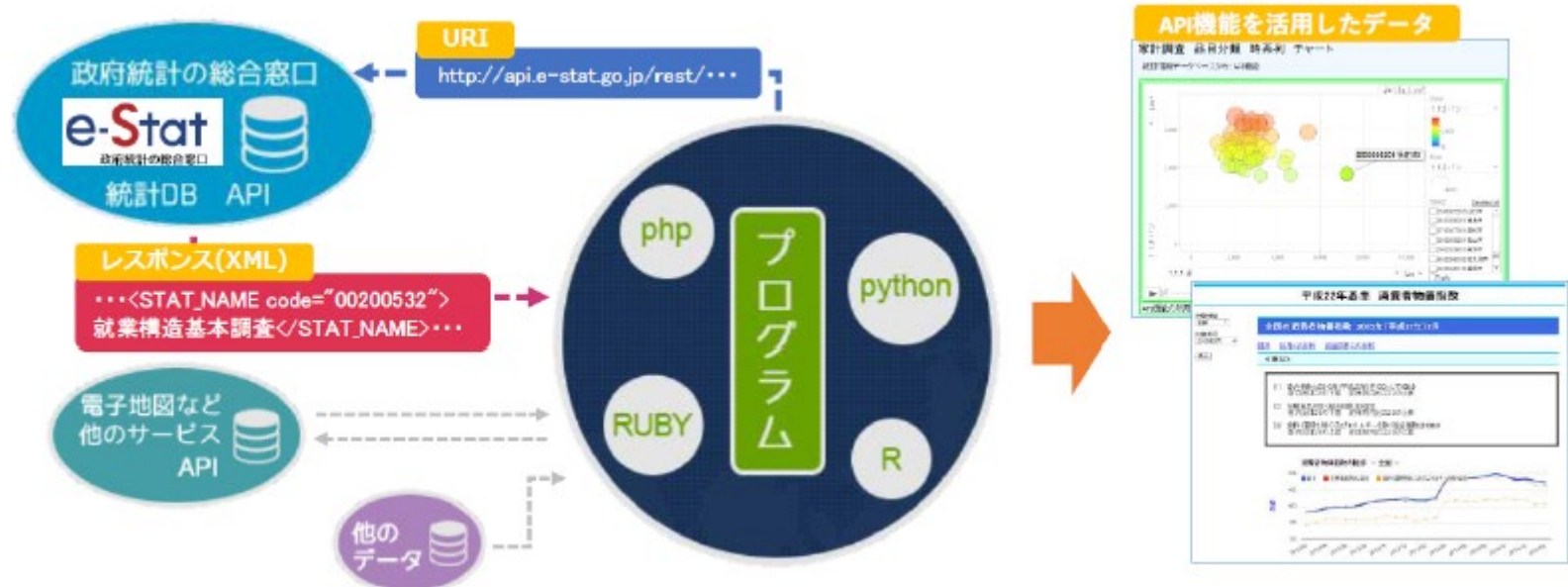
- ExcelファイルやCSVファイルをデータベース化することで、利便性は大きく向上。
- 具体的には、時系列や地域別のデータを一括取得または抽出取得することが可能。
- また、レイアウト設定による表示項目のカスタマイズや、グラフ表示が可能。
- 更に、プログラム利用を前提としたAPI機能も利用可能となる。



背景資料12 e-Stat (API)

- API (Application Programming Interface) : データやプログラム等を外部の他のプログラムから呼び出して利用するための連携仕様であり、最新の情報の表示、大量データの取得しやすさなどのメリット
- e-Statでは統計データ、メタデータ、データカタログ情報等を取得する機能を提供
- URLを通じてリクエストを送信することで、データをプログラムから容易に取得することができ、取得データはプログラムでの処理が容易に行える

▽APIの仕組みのイメージ



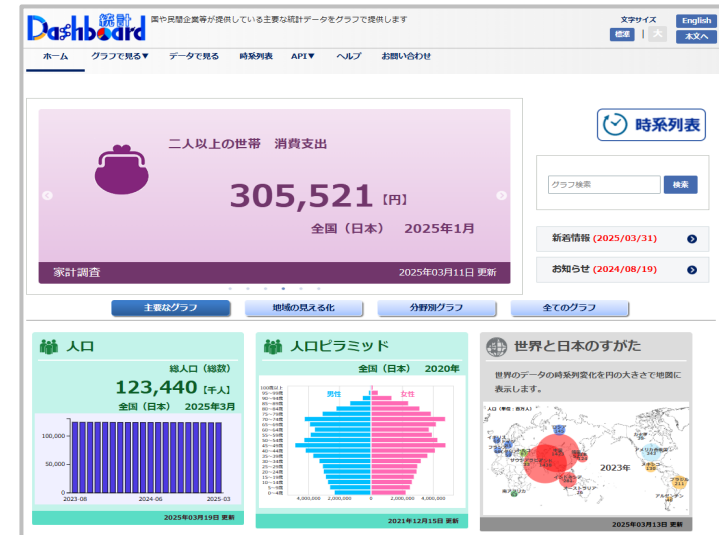
背景資料12 e-Stat（統計ダッシュボードの概要）

月例経済報告などで取り上げられている主な統計データ(完全失業率、消費者物価指数など)を中心に、グラフなどに加工して、視覚的に分かりやすく提供するWebサイト

- ✓ 地域別や時系列での比較が可能
- ✓ グラフの数値データや時系列表をダウンロード可能
- ✓ 収録しているデータは全てAPIで利用可能

約6,000の統計データを17分野に整理して収録し、76のグラフを掲載

分野	統計データ・グラフ 〔〕内はグラフ掲載数	分野	統計データ・グラフ 〔〕内はグラフ掲載数
国土・気象	総面積、森林面積 など〔2〕	運輸・観光	新車販売台数、延べ宿泊者数 など〔2〕
人口・世帯	総人口、出生数、出入国者数、人口ピラミッド など〔6〕	情報通信・科学技術	携帯電話契約数、科学技術研究費 など〔3〕
労働・賃金	完全失業率、現金給与総額 など〔8〕	教育・文化・スポーツ・生活	小学校数、睡眠の平均時間 など〔4〕
農林水産業	農業産出額、漁獲量 など〔7〕	行財政	行政総投資額、納税義務者数 など〔1〕
鉱工業	鉱工業生産指数 など〔2〕	司法・安全・環境	刑法犯認知件数、ごみ総排出量 など〔2〕
商業・サービス業	サービス産業売上高、小売業販売額 など〔4〕	社会保障・衛生	後期高齢者医療費、病院数、医師数 など〔3〕
企業・家計・経済	消費者物価指数、国内総生産 など〔23〕	国際	経常収支、金融収支 など〔2〕
住宅・土地・建設	新設住宅着工戸数、住宅数 など〔3〕	その他	地域のレーダーチャート・ランキング、世界と日本のすがた など〔3〕
エネルギー・水	発電電力量、ガソリン販売量 など〔1〕		



↑【統計ダッシュボード】平成29年度～公開

↓【キッズすたっと】平成30年度～公開、小中学生向け

